



LIBOR公表停止と 金融指標規制

本年7月、日本証券クリアリング機構(JSCC)の円LIBOR参照スワップの残高がゼロとなった。JSCCにおける円LIBOR参照取引のTONA(OIS)への一括変換は、2021年12月に実施された。しかし、12月中に最後のFixingが終わる取引は一括変換の対象ではなく、この残高が無くなったのだ。これによりJSCCにおける円LIBOR公表停止への対応はすべて完了した。当社OSTTRAがこのプロセスの一端を担ったこともあり、私としては感慨深い。

残るドルLIBORの公表停止は、2023年6月末だ。昨年報道を耳にした時には「随分先に延期になった」と思ったものだが、既に残すところ1年を切った。3月公表の日銀・金融庁の調査によると、本邦市場参加者保有のドルLIBOR参照デリバティブ残高は14.5兆ドルにのぼる(満期が2023年6月末以降の取引)。またユーロ円TIBORについては、2024年末の公表停止が検討されている。

LIBOR公表停止の発端は、2012年のLIBOR不正操作の顕在化だ。パネル銀行による気配値の操作が明るみになり、全世界で数千億円の罰金が課され20名以上の逮捕者が出た。2013年には証券監督者国際機構が19の金融指標原則を公表、金融指標算出機関に順守状況の開示を勧告、各国当局には関連規制導入の検討を推奨した。本邦でも2014年に金商法を改正、2015年に金融指標規制が施行された。

2017年、英国金融行為規制機構のベイリー長官(現英中銀総裁)が「2021年末までにLIBORを代替指標に移行すべき」との見解を表明し

オストラ駐日代表

西村 健 (にしむら けん)

1965年生、埼玉県出身。1988年東京大学理学部数学科卒、1993年MITスローンスクール経営学修士。野村証券、金融庁、IHSマークイット等を経て2021年9月より現職。オストラは、MarkitServ、TriOptima、Traiana、Resetの統合により誕生したサービス・プロバイダー。店頭デリバティブ、FX市場で国際標準となっているインフラやサービスを、世界の金融機関約3,000社に提供している。



た。当時、市場関係者の多くはその実現には懐疑的だったが、結局はベイリー長官の発言に沿った形でLIBOR公表停止が実現した。2020年10月には、ISDAプロトコル等の文書が最終化され公表停止時の対応の基本形が確定、翌年年初に世界の主要清算機関が一括変換の計画を公表した。そして、2021年12月上旬の一括変換と12月末のLIBOR公表停止(ドルLIBOR除く)により、代替指標移行が実現した。

LIBOR公表停止は正に数十年に一度の一大イベントだ。市場関係者および当局の方々の並々ならぬ努力には最大の敬意を表したい。しかし、大仕事の後、ほっとして本質を忘れぬようにしたい。LIBOR公表停止はあくまで手段であり、その目的は信頼に足る金融指標の管理運営、そして健全な金融市場の発展だ。ベイリー長官の強い信念の背景には、国際金融都市たるロンドンの矜持があったように思う。「国際金融都市 東京」を掲げる我が国でも、本質を見据えた当局の規制監督と市場関係者の規制遵守を期待したい。

注:本稿の見解は筆者個人のものであり、筆者の所属する組織の見解を示すものではない。